

区分・種別	重要文化財（工芸品）		
名称	ばっし どら 〔 鉢子 一対 銅鑪 一口〕		
所在地	今治市大三島町宮浦（大山祇神社）		
所有者	宗教学法人東円坊	管理団体	
指定年月日	令和元年7月23日		
解説	<p>鉢子と銅鑪の一具。仏教儀式に用いられる梵音具^{ぼんおん}で銅鑄造に追鍛^{ついたん}とキサゲによる整形を施している。鉢子の鏝^{つぼ}の上面と銅鑪の内面に記した銘文により、正慶元年（1332）10月に極楽寺（現神奈川県鎌倉市）の住職の俊海^{しゅんかい}が大山祇神社御宝前の法具として奉納したことがわかる。</p> <p>俊海は、鎌倉幕府より伊予国分寺を始め、瀬戸内周辺の諸国における復興を命じられるなど、西国との関連が深かった。作行きも優れ、製作下限が明らかな基準作として、中世に遡る鉢子と銅鑪が揃いで伝来する貴重な遺例である。</p> <p>鉢子 内一枚に正慶元年壬申十月日俊海施入の刻銘がある 径28.1cm</p> <p>銅鑪 正慶元年壬申十月日俊海施入の刻銘がある 口径29.2cm</p>		



左:銅鑪 右:鉢子